

大和高田市立武道館自動販売機の設置に係る

行政財産有償貸付契約書（案）

大和高田市（以下「賃貸人」という。）と（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により行政財産について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 賃貸人、賃借人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

自動販売機を設置する 施設の名称	所在地	自動販売機の 設置場所	自動販売機 の設置台数	設置面積
大和高田市立武道館	奈良県大和高田市 幸町11番14号	館内入口東側	1台	1.92㎡

（用途の指定）

第3条 賃借人は、貸付期間中、貸付物件を自動販売機の設置場所としての用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件を使用するに当たっては、別紙「共通仕様書及び貸付物件一覧」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和9年1月7日から令和13年12月25日までとする。

（契約更新等）

第5条 前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 この契約に係る貸付料は、月額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金 円）とする。

（貸付料の支払）

第7条 賃借人は、前条に定める貸付料を、次の表に定めるとおり、賃貸人の発行する納入通知書により支払わなければならない。

支払区分	支払額 (税込み)	支払期日
第1期分 (令和9年1月7日～令和9年3月31日)	円	令和9年1月31日
第2期分 (令和9年4月1日～令和10年3月31日)	円	令和9年4月30日

第3期分 (令和10年4月1日～令和11年3月31日)	円	令和10年4月30日
第4期分 (令和11年4月1日～令和11年12月25日)	円	令和11年4月30日

(光熱費の支払)

第8条 賃借人は、この契約に基づき設置した自動販売機に、電気使用量を計測する電気計器(子メーター)を設置し、賃貸人は、それを元に自動販売機の月間消費電力量を用いて算定し、賃借人に納入通知書を送付するものとする。

2 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに、賃貸人に光熱費(電気料金)を支払わなければならない。

(延滞金)

第9条 賃借人は、貸付料の支払いその他の債務をそれぞれの期限までに履行しないときは、賃貸人に対しそれぞれの期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、当該債務の金額につき年3%による延滞金を支払わなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

(充当の順序)

第10条 賃借人が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、賃借人が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 この契約の契約保証金は、免除する。

(契約不適合責任)

第12条 賃借人は、この契約締結後、貸付物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないものであることを知った場合であっても、第6条に規定する貸付料の減額又は損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 賃借人は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 賃借人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を賃貸人に報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 賃貸人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て賃借人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 賃借人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 賃貸人は、貸付物件の使用状況及び販売状況について、随時、賃借人に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 賃貸人は、賃借人が提出した報告又は資料に疑義があるときは、自ら調査し、賃借人に対

し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

- 3 賃借人は、正当な理由がなく報告又は資料の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(契約の解除)

第17条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 賃貸人が、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 賃借人が、手形、小切手が不渡りになったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 賃借人が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 賃借人が、破産、特別清算、民事再生、会社更正等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
- (6) 賃借人が、賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めたとき。
- (8) 賃借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 賃借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、賃貸人が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を賃借人が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、賃貸人が契約を継続し難いと認めたとき。

- 2 賃借人がこの契約を解除する場合、賃借人は解除の3か月前までに書面で賃貸人に通知することによりこの契約を解除することができる。この場合において、解除した同物件に係る次回の入札には参加できないものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第18条 賃貸人は、賃借人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。この場合において、賃借人に損害が生じても、賃貸人は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、賃借人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合においては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
- (2) 賃借人（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 賃借人（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 賃貸人が前項の規定によりこの契約を解除した場合には、賃借人は、貸付期間全体の貸付料の100分の20に相当する額を賠償金として、賃貸人の指定する日までに納付しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第19条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、これにより賃借人に損害が生じた場合、賃貸人は、その責を負わないものとする。

- (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者)が、大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。
 - (3) 役員等がその属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) 下請契約、購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 下請契約等に当たり、(1)から(5)までのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、賃貸人から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。
 - (9) 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を賃貸人に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - (10) 賃借人が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第14号)に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員であるとき。
- 2 賃貸人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた賃貸人の損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(原状回復)

第20条 賃借人は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は契約を解除されたときは、自己の責任において貸付物件を原状に回復したうえ、賃貸人の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、賃貸人が原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 賃借人が前項の義務を怠り、又は履行しないときは、賃貸人は、賃借人に代わってこれを施行し、その費用は賃借人が負担するものとする。

(貸付料の返還)

第21条 賃貸人は、第17条第1項第2号の規定によりこの契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、賃借人が貸付物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 賃貸人は、第17条第1項各号（第2号を除く。）、同条第2項、第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除された場合には、既納の貸付料は返還しない。

（損害賠償等）

第22条 賃借人が、この契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、賃借人は、賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。

2 賃貸人が、人員配置の変更若しくは増改築を伴うレイアウトの変更を行ない又は自動販売機を増設した場合に、この契約に基づき設置する自動販売機の売上の減少について、賃借人は、一切の損害賠償を請求することができない。

（有益費等の請求権の放棄）

第23条 賃借人は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第17条から第19条までの規定によりこの契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

（契約の費用）

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て賃借人の負担とする。

（疑義の決定）

第25条 この契約に疑義のあるとき又は定めのない事項については、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）その他関係法令に従うものとし、その他は賃貸人と賃借人とが協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第26条 この契約に関する訴訟については、賃貸人の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、両者それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

賃貸人 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

賃借人